

千葉県入札監視委員会平成26年度第2回定例会議 審議概要

開催日及び場所	平成27年1月30日（金）プラザ菜の花 会議室「楨」	
委員	○ 小野 理恵（千葉大学法経学部准教授） 轟 朝幸（日本大学理工学部教授） 永井 香織（日本大学生産工学部准教授） 藤井 一（弁護士） ◎ 柳 久之（一般社団法人日本経営協会講師） （敬称略・五十音順） ◎ 委員長 ○ 副委員長	
審議対象期間	平成26年4月1日～平成26年9月30日	
審議案件	5件	（備考） 1 審議対象期間中に13件の低入札調査があったことを報告した。 2 審議対象期間中に8件（16者）の指名停止があったことを報告した。
一般競争	3件	
指名競争	1件	
随意契約	1件	
—	—	
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問	回 答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による建議の内容	なし	

問合せ先

〒260-8667

千葉県千葉市中央区市場町1番1号

千葉県入札監視委員会事務局（千葉県県土整備部建設・不動産課契約・審査班）

TEL 043-223-3116

別 紙

意見・質問	回 答
<p>審議事案概要</p> <p>○ 工事遅延により2週間の指名停止を受けているが、この期間は、一番短い期間の処分となるのか。</p> <p>○ 安全管理に問題があった業者が2週間の指名停止を受けており、契約違反した業者も同じ期間であるが、基準に基づいているのか。</p> <p>○ 今回の対象工事のうち、くじで落札者が決定していることが多いように思えるがどうか。</p> <p>○ 安全管理が不適切で発生した工事関係者事故において、会社の安全管理が不適切だったのか、あるいは作業員の単純なミスなのか。</p> <p>○ 契約違反（工期遅延）で指名停止された案件において、当該案件の監督員は何を監督していたのか。</p>	<p>○ 千葉県建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づき、短期のもの採用しています。</p> <p>○ 千葉県建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づいています。</p> <p>○ 入札参加者の積算能力向上等により、競争が激しい工種等の場合、最低制限価格と同額での入札がみられ、くじで落札者が決定されることがある。今回の対象工事が、特段多いとは考えていません。</p> <p>○ 会社の安全管理の問題なのか、それとも作業員の不注意かについて、完全に切り離すことは難しいと考えます。 工事事務があった場合、発注機関において、事故調査委員会を設け、事故がどのような原因で起こったのかを調査します。 指名停止措置を行うにあたっては、調査結果等を判断材料としています。</p> <p>○ 監督職員が現場において適正に監督をしていれば、工事の進捗状況が明らかになると思いますが、現場施工については、受注者の責任施工で行われており、また、工事完成通知は受注者から提出されるもので、一概に監督不行届かというとは必ずしもそうではないと考えています。</p>

意見・質問	回 答
<p>事案1 一般競争入札 【銚子漁港管理(旧冷蔵工場建物解体)工事】</p> <p>○ 低入札調査の対象は何者か。</p> <p>○ 予定価格と調査基準価格は、どのように設定しているのか。</p> <p>○ 入札額が一番低い業者は随分低い額で応札しているが、このような入札は多いのか。</p> <p>○ 低入札調査を行った結果、提出された書類に不備が多いとしている、調査を行っていないその他の業者が大丈夫か。</p> <p>○ 一般競争入札の場合、案件ごとに入札参加申請を行っているにもかかわらず、辞退する者の理由は何か。</p> <p>○ 辞退の3者について、理由は何か。</p>	<p>○ 2者です。</p> <p>○ 予定価格は、設計価格と同額としています。 調査基準価格は、公契連の基準を準用した「低入札価格調査実施要領」を定めており、要領に基づいて算定しています。</p> <p>○ 調査基準価格等を設定されている工事が多いため、低すぎる応札が多いとは言えません。 県では公告時に金抜き設計書を公表しており、通常は、設計書の内訳書に適正単価を入れ積算しています。場合によっては下請業者から見積りを取り、その額で応札額を決めていると思いますが、いたずらに低い価格を入れることはありません。</p> <p>○ 工事費内訳書のチェックは、低入札調査の実施有無にかかわらず、全ての業者をチェックしています。</p> <p>○ 業者によっては多くの案件に参加申請を行い、他の工事の状況等を比較し、入札時点までに参加するかどうかの判断を行っているように思えます。</p> <p>○ 一部の業者からは、技術職員が確保できないためと聞いています。</p>

意見・質問	回 答
<p>事案2 一般競争入札 【船橋市浜町1丁目1番地先配水管整備工事】</p> <p>○ 本案件の資格要件に該当する者は何社か。</p> <p>○ 2者しか参加しなかった理由はなにか。</p> <p>○ 評価点1位と2位の者を比較すると、評価点3.3点の差があったが、22万円の入札額を逆転している結果となっている。評価点の差が金額の差として妥当か。</p> <p>○ 総合評価を実施する上で、点数と金額の費用対効果をしっかりと検証してもらいたい。 また、総合評価方式の採点について、同じ地域のA者とB者で地域貢献度の違いが点数に反映されるが、応札額にどれほどの差が生じるのか。 総合評価による工事は、比較的大規模な企業が受注するが、1点の違いが100万円なのか、50万円なのか。どこまでが適当なのかを検証し、改善していく必要があると考える。</p>	<p>○ 約70者あります。</p> <p>○ 発注時期が早く、その後に発注される条件の良い入札に参加したいと考え、当該入札への参加を見送ったのではないかと考えています。</p> <p>○ 同様な工事において、1点に対する金額の大きい場合でも逆転しているケースがあり、妥当であると考えています。</p> <p>○ これまでの総合評価方式の実績を踏まえ、評価項目の設定や評価点1点と応札金額の重みの妥当性等について、今後検証・分析し検討してまいりたい。</p>

意見・質問	回 答
<p>事案3 一般競争入札（事後審査型） 【県単舗装道路修繕工事（八街に）】</p> <p>○ 談合情報が通報された際の対応は県のマニュアルに沿って行っているが、これで談合情報が確認できることはないと考ええる。 談合情報の通報があった場合、公正入札調査委員会を開き入札中止を判断しているが、中止せずに入札手続きを続行し、入札結果と情報と照らし合わせ情報の信憑性を確認してはどうか。</p> <p>○ 金額が3者同額で、少し違って2者が同額である理由はなにか。</p> <p>○ 談合関連の工事において、再度入札した結果、情報通りの者が落札している結果が多いと思われるがどうか。</p>	<p>○ 公正入札調査委員会で、入札中止の判断を行えば、公正取引委員会や警察へ情報を通報することになり、捜査の詳細は不明だが、何らかの動きがあると考えています。県では捜査できないため談合情報対応マニュアルによる対応となっています。 意見については、今後検討することとしたい。</p> <p>○ 県積算基準は公表されており、既契約の設計書については公表用の設計書が閲覧可能で自社の積算が合っていたか確認が可能である。また、舗装工事は一般的に工種が少なく積算が単純なため、事前に公表されている予定価格に合わせて、県の積算内容を把握できると思われ、最低制限価格をそこから算出し、最低制限価格に合わせて入札額を決めていると思われま。</p> <p>○ 結果だけをみると情報通りの者が落札者となっているものが多い。</p>

意見・質問	回 答
<p>事案4 指名競争入札 【防災行政無線電源設備改修工事】</p> <p>○ 受注者に対して損害賠償は行ったのか。</p> <p>○ 最低制限価格の設定を誤って入札してしまったとしているが、最低制限価格の算定はシステムで自動計算等をしていると思うが、なぜミスが発生したのか。</p> <p>○ 本件では、契約を打ち切り、残工事について入札を再度やり直ししているが、一度契約したのだから、やむを得ないこととして、完成させるという選択もあったのではないか。</p> <p>○ 必要があるときは契約解除できるとあるが、工事が進められない等の理由があった場合に適用できるものであり、発注者（県内部）の事務手続の誤りによることでは契約を解除できないのではないか。</p>	<p>○ 今回の工事は、打切り精算をしており、出来高に対する支払いを行いました。 現在、受注者から賠償請求はない状況です。</p> <p>○ 最低制限価格は、入札システムで自動的に算定されるのではなく、Excelにより別途に算定します。調査基準価格と最低制限価格は同じ算定式となっているため、Excel で価格を算出する仕様となっていたが、調査基準価格の場合、さらにその下に、失格価格基準が表示されており、その数値を誤って採用したことが原因です。 同一の算定式だったため、Excel シートを同一としていたが、本件の事故以降は、Excel シートを別にし、ミスの再発防止を図りました。</p> <p>○ 最低制限価格の設定を誤り、本来の落札者でない者と契約を締結した。 このことは、公平性を欠いた手続きと判断し、契約を解除することが適当であると判断しました。</p> <p>○ 契約解除は、請負契約なので、発注者の判断でできるものと考えています。</p>

別 紙

意見・質問	回 答
<p>○ 最低制限価格は、地方自治法施行令で規定されているが、設定するしないについては自治体の判断である。</p> <p>最低制限価格の設定の誤りは、法令違反に当たるわけではないので、県が契約解除したことは適切な判断ではないのではないかと考える。</p> <p>○ 4月16日に入札があり、工期が9月30日までである。解除したのが9月5日となっており完了間近に解除した理由はなにか。</p> <p>○ 出来高ほどの程度あったのか。</p> <p>○ 本件では契約解除したが、今後発生したときに改善が必要と思うがどうか。</p> <p>○ 工事施工にあたり、受注者は下請職人等と既に契約していたことが考えられ、仕事を断っているかもしれない。受注者の信用失墜にもつながる恐れがあることに十分理解して対策を取ってもらいたい。</p> <p>○ 本件については、対応方法の改善について検討してもらいたい。</p>	<p>○ 誤りが発覚したのが7月4日であり、7月中旬に受注者と協議しました。既にその時点で分電盤等の機器を製作中であり、即座に打ち切ると機器が使用できないため、制作途中の機器については全て完成させるよう依頼し、完了した時点で契約を解除しました。</p> <p>○ 概ね半分です。</p> <p>○ 最低制限価格の設定の誤りは、開札結果の公表で明らかになるため、契約を継続するのは難しいと判断しました。工事毎に状況が違うため、ケース毎に判断が変わるものと考えます。</p> <p>○ 受注者や県民に対して説明ができ、受注者の不利益とならないよう検討した上で受注者と協議していきたいと考えます。</p>

意見・質問	回 答
<p>事案5 随意契約 【千葉県立松戸六実高等学校校舎(普通教室棟) 空調設備撤去・復旧工事】</p> <p>○ 空調整備の工事はもともと想定しているのだから、校舎の耐震改修工事で併せて施工できたのではないか。</p> <p>○ 耐震改修工事は、空調設備を撤去せずどのように工事をするのか。</p> <p>○ 空調設備の所有権はだれにあるのか。実質的な権利は県ではないのか。</p> <p>○ 設備工事については、特殊な技術が必要かもしれないが、他者でも施工可能ではないか。本件を随意契約としてよいか疑問である。</p> <p>○ 施工方法は同様でも企業によってノウハウがあり、多少違いが出てしまうこともある。特に建築工事の設備では、水であったり、ガスであったり、トラブルが生じないようにするので、できるだけ同じ企業に頼むというのが一般的な考え方である。このため、本件では、随意契約となるのは仕方ないのではないかと考える。</p>	<p>○ 空調設備のリース契約では、リース会社の了解なしに取り外すことはできないとされていたため、耐震改修工事と別途に発注しました。</p> <p>リース会社の了解を得て、耐震改修工事で施工することも可能であったが、不具合が発生した場合、責任の所在が不明確となるためリース会社と随意契約を締結しました。</p> <p>○ 耐震改修工事の着手前に空調設備の撤去工事を行い、改修工事終了後に復旧工事を施工することとしていました。</p> <p>○ 保護者からエアコン設置の要望があり、設置について県と協議し、保護者と受注者間でリース契約したエアコンとなっています。</p>

委員講評

- 入札の手続きミスや談合情報に対する対応について、県ではマニュアルを作成して対応しているが、相手方がいるため、具体的案件についてはマニュアル通りの対応が適切であるのかを検討することも必要である。

談合情報は県庁にとって有益な情報であり、情報提供者が県庁に通報しても意味がないと言われることは、県の本意とは違うため、お互い誠意ある対応をとる必要があると思った。
- 今回、談合情報があった入札や契約解除を行った工事、随意契約とした工事について審議したが、意見・疑問があったことについては今後検証してもらいたい。

改善のための検証を行い、今後ミスが発生しないような仕組みを作っていくことが基本である。
- 入札の手続きミスにより契約締結したことについて、全ての事例を同じように対処することはできないと思うが、対応方法について検討することが必要である。

総合評価方式の入札については、今後いろいろな意見が出ると思うが、検討が必要であると思った。
- 談合情報が通報されたときの対応について、県から警察に情報を通報したとしても捜査のきっかけにはなると思うが警察にも情報・証拠がないため、現実的には難しい。

そうなる現状のマニュアルでは談合を防ぎようがないことから、談合情報の適否を明らかにするため、入札を中止せず続行し、開札結果から談合情報の信憑性が高い場合は改めて対策を講じたらどうか。

談合情報と開札結果が一致するようならば、情報の信憑性が高いと言わざるを得ないと思うし、客観的な判断資料があれば、警察も捜査できるのではないかと。

このような対応は談合の根絶の力になり、ひいては入札が適正に執行されると思うので一歩踏み込んで工夫していただきたい。
- 総合評価方式で実施された入札は、これまで相当数あるわけだから案件を検証し、全体的に見直しの時期に入っていると思われる。

一般競争入札については、入札参加を申請して辞退する者が多い印象がある。入札参加に自由があり、他の良い工事があって辞退したかもしれないが、入札参加申請から入札までそれほど長い期間ではないので、県の積算に問題があったことも考えられる。

一般的には、入札参加申請を行い、1週間程度で入札を辞退するというのは理解しにくいので、辞退理由を検証し次の手立てを検討してもらいたい。